

沿岸広域振興局長告示第68号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年5月29日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
上閉伊郡大槌町大槌第23地割字沢山107番11、107番12、107番13及び110番17並びに大槌第24地割字夏本1番8並びに1番8地先認定外道路	30.49	4.00～4.34	平成27年4月22日
上閉伊郡大槌町大槌第12地割字柁内122番10	55.70	6.00	平成27年4月23日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部及び大槌町役場に備えておいて縦覧に供する。